

## 静岡県公安委員会告示第27号

静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第24条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったため、同条例第25条第2項の規定に基づき公表する。

令和4年4月1日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

### 1 勧告に従わなかった者の氏名及び住所

- (1) 氏名 戸塚 幸裕
- (2) 住所 静岡県浜松市中区菟丘五丁目7番1号

### 2 公表の原因となる事実

標記の者は、暴力団六代目山口組二代目國領屋一家総長の立場にある暴力団員であり、静岡県内で広告業を営む事業者に依頼し、平成30年9月、暴力団排除条項が設けられたアパートの賃貸借契約を締結させ、その使用の承諾を受け使用し、財産上の利益の供与を受けたことにより、静岡県暴力団排除条例第18条の規定に違反したことから、同条例第24条の規定による勧告を受けた者であるが、正当な理由なく当該勧告に従わず、静岡県内で宿泊業を営む事業者から、その行う業務に関し、暴力団の活動を助長させることとなる情を知って、同一家若頭を介し、令和3年12月10日から同年12月12日までの間、静岡県所在のホテルに六代目山口組幹部等延べ89人を宿泊させる供与を受けたものである。